

営繕工事における週休2日促進工事实施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島県県土整備部営繕課が発注する工事において、営繕工事の中長期的な担い手を確保することを目的に、現場の週休2日を促進する「担い手促進工事」(以下、「促進工事」という。)を実施する上で必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 本実施要領は、原則、すべての営繕工事において適用し、発注方式ごとの対象は次のとおりとする。ただし、工事の施工条件等により対応が困難であるなど、週休2日に取り組むことが適切でないと認められる工事は除く。

(1) 発注者指定型

発注者が設計図書により促進工事の実施を指定し、「完全週休2日(土日)」に取り組む旨を受発注者間で協議したうえで取り組む工事

(2) 受注者希望型

促進工事の実施が可能であることが設計図書に記載されており、受注者が「完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を受発注者間で協議したうえで取り組むことを希望することができる工事

2 対象工事である旨等の明示は、次のとおりとする。

(1) 発注者指定型は、工事名の末尾に「(担)」と略称を明示する。ただし、契約に徳島県議会議決を要する場合を除く。

(2) 補足説明書に対象工事である旨及び発注方式を明示する。

(用語の定義)

第3条 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 週休2日

①完全週休2日(土日)とは、対象期間内の全ての週(原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。)ごとに現場閉所(現場休息)日数が2日以上の水準に達していることをいう。

ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日(現場休息日)に指定するものとする。また、日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っていれば、達成しているとみなす。

②月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月ごとに4週8休以上の現場閉所(現場休息)が行われていることをいう。

③通期の週休2日とは、対象期間において4週8休以上の現場閉所(現場休息)がおこなわ

れていることをいう。

(2) 対象期間

工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から現場作業完了日(工事目的物が完成した日)までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検、現場管理上必要な作業を行う場合等を除き、現場事務所で作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

一つの工事現場で複数の工事が分離発注されている場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

(5) 4週8休以上

① 月単位の週休2日における4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所(現場休息)日数の割合(以下、現場閉所(現場休息)率という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っている状態をいう。

② 通期の週休2日における4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所(現場休息)率が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(発注方式)

第4条 促進工事の発注は、次のいずれかの方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、原則、すべての工事について同一の方式とする。

(1) 発注者指定型

① 受注者は、「月単位の週休2日」に取り組まなければならない。(月単位の週休2日及び通期の週休2日は必須)

② 受注者は、「完全週休2日(土日)」に取り組む場合、発注者と協議した上で、取り組む旨を工事着手前に別添様式1により発注者に通知しなければならない。

(2) 受注者希望型

① 受注者は、「通期の週休2日」に取り組まなければならない。(通期の週休2日は必須)

②受注者は、「完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む場合、発注者と協議した上で、取り組む旨を工事着手前に別添様式2により発注者に通知しなければならない。

(3) (1)②及び(2)②について、一つの工事現場で複数の工事が分離発注されている場合は、受注者は各々の工事について実施する内容を決定し、発注者に通知することができる。

(工期設定)

第5条 発注者は、現場の週休2日が確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。

(実施内容)

第6条 受注者は、工事現場の週休2日を達成するため、適切な工程管理に努めなければならない。

また、一つの工事現場で複数の工事が分離発注されている場合や関連工事が別途発注されている場合は、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間(分離で発注した工事を含む。)の調整を適切に実施する。

2 受注者は、週休2日の達成状況が確認できる書類を作成し、現場作業が完了した場合及び監督員から求めがあった場合は、すみやかに監督員に提出しなければならない。

また、「完全週休2日(土日)」及び「月単位の週休2日」を実施する場合は、毎月初めに前月分の達成状況が確認できる書類を監督員に提出しなければならない。

3 受注者は、監督員が求めた場合は、前項を証明する資料(日報等)を提示しなければならない。ただし、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

4 受注者は、官公庁の休日に作業を行うときは、事前に休日・夜間作業届を監督員に提出しなければならない。

(現場閉所(現場休息)率)

第7条 現場閉所(現場休息)率は、次式により算出する。

(1) 月単位の週休2日

現場閉所(現場休息)率

＝対象期間内の月ごとの現場閉所(現場休息)日数÷その月の日数×100(%)

※ 小数点第2位を切り捨てる。

※ 上記の算定式の結果により、28.5%に満たない場合でも28日あたり8日以上現場閉所(現場休息)が確保されていれば達成とみなす。

※ 暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行ってれば、達成しているとみなす。

(3) 通期の週休2日

現場閉所(現場休息)率

＝対象期間内の現場閉所(現場休息)日数÷対象期間内の日数×100(%)

※ 小数点第2位を切り捨てる。

(経費の負担)

第8条 発注時は、週休2日の確保に係る労務費及び現場管理費の補正を行っていないため、発注者は、受注者の現場閉所(現場休息)の実施状況に応じて、次により必要となる経費を負担する。

(1) 発注者指定型

第4条(1)①により、監督員が「月単位の週休2日」の達成を確認できる場合は、労務費(工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格の労務費。以下、「労務費等」という。)に対して次条に示す月単位の週休2日の係数を乗じた補正を行い、設計変更を行う。

同条(1)②により、「完全週休2日(土日)」に取り組む場合において、監督員が「完全週休2日(土日)」の達成を確認できる場合は、労務費等及び現場管理費に対して次条に示す「完全週休2日(土日)」の係数を乗じた補正を行い、設計変更を行う。

(2) 受注者希型

第4条(2)②により、「完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む場合において、監督員が現場閉所(現場休息)の達成を確認できる場合は、「完全週休2日(土日)」又は「月単位の週休2日」の達成状況に応じて、労務費等及び現場管理費に対して次条に示す補正係数を乗じた補正を行い、設計変更を行う。

(積算方法等)

第9条 促進工事において、対象期間中の現場閉所(現場休息)の達成の状況に応じて、労務費等及び現場管理費に以下の補正係数を乗じて補正する。

なお、市場単価、補正市場単価及び物価資料に掲載された材工単価(以下「市場単価等」という。)の補正については、別紙のとおりとする。

(1) 完全週休2日(土日)に取り組む工事	労務費等1.02 現場管理費1.01
(2) 月単位の週休2日に取り組む工事	労務費等1.02

(工事成績評定)

第10条 促進工事を実施した場合は、別で定めるところにより週休2日の達成状況に応じて工事

成績評定で評価する。

なお、発注者指定型において、「完全週休2日(土日)」又は「月単位の週休2日」を達成できなかった場合でも、工事成績評定の減点は行わないが、「通期の週休2日」が未達成であった場合や、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られず文書による改善指示を行った場合は、発注者は「工程管理」の項目で減ずる措置を行う。

また、受注者希望型において、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られず文書による改善指示を行った場合は、発注者は「工程管理」の項目で減ずる措置を行うことができる。

(アンケートの実施)

第11条 対象工事の受注者は、発注者が促進工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合、これに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

(その他)

第12条 促進工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

改正要領は、令和6年6月1日から施行する。

改正要領は、令和7年4月1日から施行する。

改正要領は、令和8年6月1日から施行する。

(別紙)

営繕工事における市場単価等の補正

市場単価等については、以下により補正する。

1 市場単価及び補正市場単価

市場単価及び補正市場単価には、表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修及び解体工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

※ 執務並行改修の場合は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(2)ロ. の表A-1、表E-1及び表M-1の「執務並行改修の場合の工種ごとの労務の所要量割増し、改修補正率」によらず、本要領別添表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価(または補正市場単価)を補正して算定すること。

2 物価資料の掲載価格

物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)を採用する場合は、当該掲載価格を以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修及び解体工事の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率